

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和5年7月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
結果 1	<p>川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱について、書式を含む条文の内容と実務との整合性を図るべきである</p> <p>「川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱」にごみ飛散防止用ネット交付台帳の様式が規定されているが、実際の台帳と様式が異なっている。条文に規定されているのであれば、条文に従った台帳を作成するべきである。また、ごみ飛散防止用ネット交付決定通知書(様式第2号)、ごみ飛散防止用ネット不交付決定通知書(様式第3号)、ごみ飛散防止用ネット受領書(様式第4号)は実際には使用されておらず、申請を受けたらその場で交付することである。ごみ飛散防止用ネットの交付は、要綱の規定に従って行うべきであるが、現在の交付手続きを行うことによって市民サービスの向上等が図られる場合は、実務に合わせた要綱の改正についても検討すべきである。</p>	収集管理課	○			<p>交付台帳につきましては、ごみ飛散防止用ネットの在庫数把握のため交付枚数を記録する様式に、また、交付手続きにつきましては、簡素化することによって市民の方が利用しやすくなるように、川越市ごみ飛散防止用ネット交付要綱を改正し、実務との整合性を図りました。</p>
結果 2	<p>環境施設課の固定資産については、施設ごとに適正な管理が可能となる状況を構築する必要がある</p> <p>環境施設課では、東清掃センター、資源化センター、環境衛生センター等の施設を管理しており、各施設には多くの固定資産が存在し使用されている。しかし、環境施設課が有する固定資産は、課全体で認識され管理されており、資産がどの施設に存在するかのロケーションについて把握されていないのが現状である。施設ごとに固定資産の管理ができないことは、資産管理に欠陥があると考えられるので、個々の固定資産についてロケーションを把握し、施設ごとに固定資産の管理が可能となる状況を構築する必要がある。</p>	環境施設課	○			<p>当課で管理している固定資産台帳データに資産の所在地を新たに記載し、ロケーションを把握できるようにしました。</p> <p>なお、新システム移行に伴う固定資産台帳の整備にあたり固定資産台帳に所在地を記載することとなったため、今後固定資産台帳システム上でも資産の所在地が反映されるよう措置しました。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見1	<p>市域及び市役所における温室効果ガス排出量の削減について十分な対策が必要である</p> <p>市役所における温室効果ガスの令和2年度の排出量は、令和元年度の71,214 t-CO₂から67,893 t-CO₂に低下したが、目標値58,200 t-CO₂にはまだ遠い数値である。これに関して年次報告書では具体的な削減対策については言及されていない。温室効果ガス排出量の削減に対する対策を十分に検討する必要がある。</p>	環境政策課	○			<p>温室効果ガス排出量の削減については、環境基本計画で示すとおり、川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)により取り組むこととしています。</p> <p>川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)においては、令和5年度に改定作業を進め、令和3年5月に表明した「小江戸かわごえ脱炭素宣言」や国の方針等を踏まえ、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標や施策の見直しを行っております。</p> <p>なお、川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)については、区域施策編の改定内容等を踏まえ検討してまいります。</p>
意見2	<p>公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入する機会を一層設ける努力が必要である</p> <p>再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数が目標値を下回っていることに関して、年次報告書では具体的に再生可能エネルギー設備の導入計画(既存システムの修繕計画含む)が策定されているのか明確でない。公共施設に再生可能エネルギー設備等を導入する機会を設ける一層の努力が必要である。公共施設にPPAモデルを導入して再生可能エネルギーを利用することも検討する余地がある。</p>	環境政策課	○			<p>公共施設への再生可能エネルギーの導入については、環境マネジメントシステムにおける市長見直しの際の指示事項として、「新設の公共施設にはすべてに設置する」との指示を踏まえ、新設される施設には導入することとしています。また、既存施設への導入については、PPAモデルを含めた導入方法を検討する必要があると考え、包括連携協定を締結する民間事業者との間で「太陽光PPA事業の共同検証に関する基本合意書」を締結し、検証を行うこととしました。</p>
意見3	<p>資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量を削減するために、啓発活動も必要である</p> <p>令和2年度における資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量は519g/人日であり、目標値467g/人日を上回っている。川越市では、生ごみ処理機器購入に対する補助金制度により生ごみの自家処理を促している。今後も一般廃棄物の中に資源化されるごみを含めないよう啓発活動も必要である。</p>	資源循環推進課	○			<p>ごみの排出量を削減するため、食品ロス削減やプラスチックごみの削減等について、広報川越に掲載するなどの啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>令和5年10月発行の広報川越におきまして、ごみ排出量削減につながる特集記事を作成し、更なる周知・啓発を行ってまいります。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見 4	<p>川越市のリサイクル率を引き上げるために質の高い対策が必要となる</p> <p>リサイクル率は、令和2年度実績は22.9%であり、目標値30%に届かない。川越市のリサイクル率は、平成28年度から令和2年度までの平均が約23.2%であるのに対し、埼玉県の中の市のリサイクル率の平均が24.1%となっており、川越市は平均を下回っている。川越市のリサイクル率は決して高くは無く、引き上げ努力が必要である。目標を達成させるには、生ごみ処理機器の購入に対する補助金の補助件数を増やし、ごみの肥料化やごみの乾燥による減量化をより促進すること、さらに、中間処理施設において資源化できるごみのより厳格な選別を実現するなど、さらに質の高い対策が必要となると考える。</p>	資源循環推進課	○			<p>生ごみの肥料化や乾燥による水分の減量化は、ごみの減量及びリサイクル率の向上にもつながるため、生ごみ処理機器購入者に対する補助事業を引き続き行うとともに、多くの申請受付ができるよう対応してまいります。</p> <p>また、雑紙等の資源化できるごみの混入が依然として高いことを踏まえ、広報川越や市ホームページ等を通じた周知を行い、リサイクル率向上に向けて対応してまいります。</p>
意見 5	<p>ごみの最終処分量の削減に必要な具体的な対策を検討する必要がある</p> <p>小畔の里クリーンセンター及び民間最終処分場への埋立量は、令和2年度実績は3,543t/年であり、目標値1,000t/年以下をかなり上回っている。ごみ排出量の減少の具体策は、補助金が重要な対策とはなっているが、最終処分量の削減に必要な具体的な対策を別途検討する必要がある。</p>	環境施設課	○			<p>埋立処分をしていた焼却残渣等の再資源化を行うことなど、最終処分場への埋立量を1,000t/年以下とする目標値の達成に向けて取り組んでまいります。</p>
意見 6	<p>緑地面積については少なくとも基準年度値を維持するよう対策を講ずるべきである</p> <p>緑地面積については、目標値は設定されていないが、令和元年度から、基準年度(平成26年度)の2,830haより減少し、令和2年度実績は2,823haとなっている。これに関して、川越市は、引き続き指定拡充に努め、公共施設緑地については、緑の募金を活用する等して緑を充実させていく方針である。緑地面積を増加することは難しいことであると考えられるが、少なくとも基準年度値を維持するよう具体性を持った対策を講ずるべきである。</p>	環境政策課	○			<p>緑地面積は、主に山林の改変に伴う法、条例等の指定を受けた樹林地の面積の減少により、基準年度の数値よりも減少しておりますが、引き続き、緑地面積の対象となる公共施設緑地、都市公園の整備等により、基準年度値を維持できるよう対応してまいります。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見 7	<p>市民の森など法令等による指定面積については、実現可能な目標値なのかを再検討する必要がある</p> <p>市民の森など法令等による指定面積については、令和2年度末時点で、合計917,188㎡が指定されているが、基準年度(平成26年度)の1,019,768㎡から年々減少し、目標値1,583,960㎡を大幅に下回っている。そもそも民間所有の樹林地を指定しているものであるから、面積を維持するのは難しいと考えられ、目標値は既に実現可能な目標になっていないと考えられる。実現可能な目標は「現状維持」かもしれないが、実現可能な目標に設定すべきである。</p>	環境政策課	○			<p>市民の森など法令等による指定面積につきましては、山林の改変に伴う指定解除により減少しています。現計画の目標値の設定につきましては、基準年度から増加させることとしていますが、指定の拡充を図っても減少のスピードが速いため、令和7年度に予定している川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)の改定の際には、目標値の設定について、減少分も踏まえた上で検討してまいります。</p>
意見 8	<p>保存樹木数の目標値は高すぎると考えられるため、目標値の再検討も必要と考えられる</p> <p>保存樹木の指定本数は、令和2年度実績は158本であり、基準年度(平成26年度)の228本から年々減少し、目標値290本に対して大幅に下回っている。これに関して、川越市は、広報川越、市のホームページ等を通じたPRIに加え、要件を満たす樹木を探し、指定について働きかける等、指定拡充を図っていく方針であり、このとおりの対処を行う他は無いかと思われるが、目標値が高すぎると考えられる。目標値の再検討も必要である。</p>	環境政策課	○			<p>保存樹木の指定本数につきましては、伐採等に伴う指定解除により減少しています。現計画の目標値の設定につきましては、増加させることとしていますが、指定の拡充を図っても減少のスピードが速いため、令和7年度に予定している川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)の改定の際には、目標値の設定について、減少分も踏まえた上で検討してまいります。</p>
意見 9	<p>川越市の1人当たりの都市公園面積は埼玉県の実績より低い</p> <p>市民1人当たりの都市公園面積は、令和2年度実績は4.72㎡であり、目標値5.10㎡より下回っている。これに関して、川越市では、都市公園は、市民の身近な憩いの場、やすらぎの場となるほか、災害時には防災拠点、避難場所として重要なスペースとなるため、今後も継続的に整備を進めていく方針である。埼玉県の実績は1人当たりの都市公園面積は令和2年度で6.1㎡であり、川越市は平均より下回っているため、公園の積極的な整備を継続的に行う必要がある。</p>	公園整備課	○			<p>都市公園については、川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)等に基づき整備を推進しておりますが、整備には多額の費用を要することから、財政事情等や他の事業との兼ね合いなどを踏まえながら進めていく必要があります。</p> <p>今後についても、潤いある市民生活における公園の必要性を鑑み、なぐわし公園等の大規模公園や身近な公園の整備を進めるなど、着実に事業を推進してまいります。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見10	<p>家庭雨水貯留槽設置数のニーズを調査し、必要があれば、目標値に近づけるための対策を積極的に行っていく必要がある</p> <p>家庭雨水貯留槽設置数は、令和元年度は19基、令和2年度は20基設置され、累計で859基となったが、目標値960基に対して大幅に下回っている。これに関して、川越市では、今後も引き続き、市広報への掲載や公共施設にパンフレットを設置するなど制度の普及に努めていく方針である。家庭雨水貯留槽設置に関する市民ニーズが目標値に対して十分存在するの否かの調査を行い、ニーズがあると確認されれば、家庭雨水貯留槽設置数を目標値に近づけるための対策を検討し、その宣伝を積極的に行っていく必要がある。</p>	下水道課	○			<p>補助金制度については、これまで、「市の広報」、「川越市民のしおり」、「市ホームページ」等で周知を図るほか、公民館にパンフレットを配置するなどPRしてきましたが、まだ、十分に認知されていないものと思えます。今後も、雨水の一時的な流量抑制・有効利用を図る必要があるため、本年度計画している雨水誤接合調査において、広く市民に補助制度を周知するなど、更なる対策に努めてまいります。</p>
意見11	<p>川越市居住用合併処理浄化槽設置整備補助金の実績報告書の記載について</p> <p>川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第14条に、実績報告書の提出期限は「補助金に係る事業完了後30日までの日又は当該年度3月10日のいずれか早い日までとする。」と規定されている。しかし、事業完了日が具体的に指定されていない。そのため、工事完了日を申請者の主観に基づき記載していると思われる事例が見受けられ、実績報告書の提出期限を客観的に判断できないものがあつた。補助金交付は、申請者にとって重要事項であるので、交付要綱に実績報告書の「工事完了日」を具体的に明記し、申請者に対して実績報告書の提出手続の指導を行っていただきたい。</p>	環境対策課	○			<p>事業完了日については、合併処理浄化槽等の設置に係る工事代金の領収書に記載された日付としました。申請者および工事業者に対して、申請時に実績報告書の提出期限について周知してまいります。</p>
意見12	<p>環境衛生センターにある環境対策課所属の備品は適宜移動等する必要がある</p> <p>環境衛生センターの施設の中にある環境対策課所属の備品は、環境衛生センターの施設更新工事により現在の施設が取り崩される計画があるので、管理すべき環境対策課が責任をもって、移動又は処分することを検討すべきである。</p>	環境対策課	○			<p>環境衛生センターの施設更新工事のスケジュールを踏まえて、備品の移動又は処分について対応してまいります。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見13	<p>川越市のリサイクル率は達成可能な目標なのかを再検討する余地がある</p> <p>川越市のリサイクル率の目標値は30%であるが、平成28年度から令和2年度までの平均が約23.1%であり、過去に目標値に到達したことは無い。埼玉県の中の市のリサイクル率と比較すると40市中、22番目の実績となる。埼玉県のリサイクル率の平均が24.1%となっており、川越市は平均を下回っている。リサイクル率を上げる努力は当然必要であるが、そもそも目標値30%は達成可能な合理的な目標なのかについて、現在の処理施設や現行の処理方法との関係で検討し、必要があれば目標の見直しをすることも必要ではないかと考える。</p>	資源循環推進課	○			<p>リサイクル率につきましては、令和4年3月に見直した「川越市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画』編」におきまして、中間目標年度(令和8年度)の目標値を過去10年間で最も高い実績値である24.8%に設定いたしました。</p> <p>なお、本計画の最終年度(令和13年度)においては、第四次川越市総合計画(後期基本計画)に記載の目標値である35%を目指しております。</p>
意見14	<p>家庭ごみ有料化については、そのリスクも十分検討しつつ、引き続き、実施時期を慎重に検討していくことが重要である</p> <p>川越市では、家庭系ごみ有料化については、平成26年度に、循環型社会の形成に向けた施策のひとつとして推進していくべきとの結論に至っているが、その後、進展が無いように見受けられる。埼玉県のごみ有料化実施率は15.9%で、都道府県では2番目に低い。全国での有料化実施率は、64.7%、市区では59.1%であり、全国的には有料化の実施が受け入れられている。ごみの有料化に伴い生ずると予想される不法投棄の増大やリバウンド効果等リスクへの対策を検討し、負担額をいくらにするかも含め、実施時期を慎重に検討していくことが必要である。</p>	資源循環推進課	○			<p>令和5年度中に、家庭系ごみ有料化を実施している他自治体の不法投棄やリバウンドの状況等について、再調査を行ってまいります。</p> <p>実施時期につきましては、社会・経済情勢、県内の動向や再調査結果も踏まえながら、慎重に検討してまいります。</p>
意見15	<p>川越市集団回収事業協力業者育成補助金の集団回収事業実績報告書に記載すべき回収量の正確な記載を指導監督する必要がある</p> <p>川越市集団回収事業協力業者育成補助金の交付額計算の基礎となる年間回収量について、回収業者が提出した集団回収事業実績報告書に記載の回収量と、集団回収事業報償金の交付額を計算する際に用いられる集団回収実施報告書に基づき入力された回収実績を回収業者別に再集計した数値とに差異が生じている。川越市は、回収業者に対して実績報告書に回収量の正確な記載をするよう指導監督する必要がある。</p>	資源循環推進課	○			<p>回収業者に対し、集団回収事業実績報告書と集団回収実施報告書に記載している回収量に差異が生じることのないように、令和4年度実績分から、回収量の正確な数値の記載の指導を行っております。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見16	<p>リサイクル・リユースの在庫管理については現行の方法で問題無いと考えられ、物品の劣化が生じないように保管に気を付けていただきたい</p> <p>リサイクル・リユースの在庫管理については、自転車及び家具のような大型の物品については、再生作業も必要であり、個体の在庫管理を行うべきであり、実際、在庫管理が行われている。一方、古着・雑貨・古本については、品目及び数量が膨大となり、在庫管理は煩雑となり実際上困難であると考えられ、頒布時に収入金額の管理のみが行われている現在の方法で問題無いと考えられる。但し、頒布目的で保管しているものであるため、現物管理としては、物品の劣化等が生じないように気を付けていただきたい。</p>	資源循環推進課	○			<p>自転車及び家具の再生作業・在庫管理に関しましては、今後も適正に行ってまいります。古着・雑貨・古本に関しましては、市民からの引き取り品を今まで以上に良品を選別するよう心掛け、令和5年4月より引き取り方法の変更を行ったところです。期間を開けずに陳列し劣化等が生じないよう頒布してまいります。</p>
意見17	<p>収集運搬量日計表の正確性と確認印を徹底すべきである</p> <p>収集運搬量日計表は1日のごみ収集量、搬入時間、走行距離等をまとめたものであり、一般廃棄物の収集運搬作業の1日ごとの事業実績を表す重要な資料である。そのため、複数人による確認をしているが、日付間違い等の初歩的なミスは防ぐ必要がある。また、承認印は徹底されるべきである。</p>	収集管理課	○			<p>収集運搬量日計表につきましては、内容の誤りや確認印の漏れ等を複数名でチェックする体制を整え、正確性を確保するよう努めております。</p>
意見18	<p>ふれあい収集の対象者の決定と通知の方法を明確にすべきである</p> <p>「川越市ふれあい収集申込書・調査票」の申請者への通知日及び通知方法の欄が空欄であると、記載漏れなのか、そもそも使用していないのかの判断があいまいになってしまう。ふれあい収集の対象者の決定については、訪問調査を行った時点で対象者と決定し、通知してしまい、申請者への通知日及び通知方法の欄を使用することがないのであれば、書式を変更して当該欄を消すか、または、当該欄に当日通知した旨を記載するか等の運用のルールを明確にするべきである。</p>	収集管理課	○			<p>ふれあい収集の対象者は訪問調査時に決定し、通知しているため、「川越市ふれあい収集申込書・調査票」の使用していない欄につきましては、様式を変更し削除いたしました。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見19	<p>一般廃棄物の収集運搬業務委託について、複数年に一度は1者随意契約の見直しを検討すべきである</p> <p>一般廃棄物の収集運搬業務は一度契約すると会社の倒産や収集運搬業の許可取り消し等余程のことがない限り、継続して同一業者と契約している。確かに委託対象区域内のごみ集積所の完全把握については、同一業者によると経験が蓄積されて円滑な業務遂行に寄与すると思われるが、一般廃棄物の収集運搬業者は市内にも複数の業者が存在しており、他の業者のほうが効率的に業務を遂行する可能性は存在するので、他の契約方法も検討することが望ましいと思われる。</p>	収集管理課			○	<p>一般廃棄物の収集運搬業務委託につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定する委託基準を遵守する必要があり、当該規定では、受注者は、委託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、委託業務の実施に関して相当の経験を有する者とされています。</p> <p>また、受注者には、委託対象区域内のごみ集積所の完全把握、ごみ分別の完全理解、業務従事者への交通安全及び労働安全衛生等の教育の徹底、確実かつ効率的な業務の実施、委託業務初日から円滑な業務の開始、1年間を通しての業務実施の安定性などが求められます。</p> <p>したがって、現在の委託業者以外の業者では遂行できない状況であり1者随意契約としております。</p>
意見20	<p>再生資源(布類)収集運搬業務委託の業者の選考方法を見直すべきである</p> <p>川越市によると、再生資源(布類)収集運搬業務委託を1者随意契約とする理由は、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(以下「合特法」という。)の趣旨に基づき、し尿の処理等の業務の安定を保持する代替業務を委託することで廃棄物の適正な処理と生活環境の保持に資するためとのことであるが、合特法の趣旨を理由として当該業務未経験の業者を1者随意契約で選考することは適当ではなく、業者の選考方法を見直すことが望ましいと思われる。</p>	収集管理課	○			<p>再生資源(布類)収集運搬業務委託につきましては、委託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、委託業務の実施に関して相当の経験を有する等の条件を満たす業者を選考することといたしました。</p>
意見21	<p>製本した契約書は製本担当者以外の者が落丁等無いかを確認すべきである</p> <p>業務委託契約書は、非常に重要な書類であり、製本で内容の一部が落丁していたら、トラブルのもとにもなりかねない。外部の第三者に提出する書類は特に慎重な取り扱いをする必要があるため、製本後の契約書の確認は製本担当者以外の者が必ず実施すべきである。</p>	収集管理課	○			<p>製本後の契約書の確認は、製本担当者一人ではなく、複数人で行うようにいたしました。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見22	<p>ごみ排出世帯数が10世帯未満の場合でごみ集積所を設置する際の設置手順を明確にするべきである</p> <p>ごみ排出世帯数が10世帯未満でも自治会長からの要望によりごみ集積所を設置することができるのであれば、その旨をごみ集積所設置手順書にて明確にするべきである。また、現在は自治会長からの要望があった場合の手続きについて明確な規定がないため、申請書から設置理由が判断できないため、自治会長からの要望によるごみ集積所設置の申請方法を定めるべきである。</p>	収集管理課	○			ごみ排出世帯数が10世帯未満であっても、自治会からの要望によりやむを得ずごみ集積所を設置する場合は、設置理由を記載した要望書を提出していただくことといたしました。
意見23	<p>設置しているごみ集積所の利用状況を把握し適正に管理するべきである</p> <p>ごみ集積所は市内に1万箇所以上あり、毎年の現地調査は困難であると思われるが、ゼンリンの地図に記入する者を実際のごみ収集の作業者とし、委託している場所については委託業者へのヒアリング等により情報収集することで、使用されていない集積所を特定するなど、設置されたごみ集積所の利用状況の把握に努めるべきである。</p>	収集管理課	○			ごみ収集の業者や委託業者から情報収集することで、使用されていない集積所を特定するなど、設置されたごみ集積所の利用状況を把握してまいります。
意見24	<p>熱回収施設におけるごみ処理単価の継続的なモニタリングについて</p> <p>熱回収施設の建設工事における入札参加条件の一つとして、稼働後20年間のうち保証期間(3年)を除く17年間の平均ごみ処理単価が12,000円/トン以下となる計画を設計することが求められており、入札時においてはその要件を満たしている業者の確認は行っているものの、当該設備が本稼働したあとにおいては継続的なモニタリングは行っていないとのことであった。施設の維持・管理における目標指標としてのごみ処理単価の継続的な把握やこの指標を活かした改善活動などを行うことが経済性も考慮した廃棄物処理業務の構築に繋がるのではないかと考える。</p>	環境施設課	○			熱回収施設のごみ処理単価について、物価変動を考慮したごみ処理単価を確認したところ、令和3年度までは12,000円/トン以下となっております。今後も継続してごみ処理単価のモニタリングを実施してまいります。

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見25	<p>「異常・故障報告書」の記載項目の取り扱いについて 業者が作成する「異常・故障報告書」には、処置内容欄に「原因調査中」と記載がなされその後の顛末が判然としないものや、処置状況が本処置(トラブル発生時に対応が完了した状況)以外の状況であるにもかかわらず、対策欄が空白となっているものなど、報告書の記載内容として十分でない文書が散見された。この報告書は運転管理業務の受託者である民間業者が適正に業務を履行していることを市が確認する資料のひとつであり、設備の故障や保全の実態を把握し、今後の保全効率の向上に役立てたり、次年度以降の予算設計の策定に利用するものであると考えられる。それゆえ、対策欄が空白となっていたり、対応が完了していないトラブルについては、その顛末を把握できるようフォローしていくことが必要である。</p>	環境施設課	○			<p>「異常・故障報告書」の様式を見直し、処置欄を新たに設け、設備の異常や故障時の対応状況を把握することとしました。また、本処置でない場合の顛末の把握方法として、「異常・故障報告一覧表」を作成し、本処置までの顛末を把握できるようにしました。</p>
意見26	<p>事業系ごみの実効性のある搬入検査及び事業者への指導について 事業系ごみに対する搬入検査の実施は老朽化を迎える焼却設備の延命化を図る観点からも重要な対策の一つであると考えられる。令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症対策の影響からその活動に制約がかかり、結果として検査回数は大きく減ることとなった。資源化センターは稼働開始後10年以上が経過し、年々補修費や消耗品費が増加しており、今後も設備の老朽化に伴いその支出は増加していくことが想定されている。事業系ごみの減量・資源化の推進はもとより、焼却設備の保守・保全の観点からも実効性のある搬入検査を行うための施策の立案・実行が必要と考える。</p>	資源循環推進課	○			<p>令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症対策として、検査回数を減らしておりましたが、令和5年度につきましては、検査の実施回数を増やしてまいります。 検査の際、産業廃棄物など不適正なごみの混入があった際は、混入された経緯を確認し、適正に処理するよう引き続き指導してまいります。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見27	<p>溶融スラグの利用促進について 資源化センターから生成される溶融スラグをコンクリート原材料として再利用を行うための処分委託費が減少したことにより、最終処分を行うことで、最終処分場の埋立率の上昇及び資源化率の低下をもたらす要因となっている。また、溶融スラグ入りアスファルト合材の利用は進んでいない状況が続いているため、平成26年以降、県に対してアスファルト合材の使用区域の見直し、拡大について継続的に要望を出してはいるが、資源化率の向上・ごみ処理費用の削減といった観点からは使用用途の模索、販路拡大などの継続的な努力が必要と考えられる。合材アスファルトの利用促進など、資源化率の上昇、ごみ処理コストの削減が見込まれる資源化アイテムを選択することについて他自治体とも協力しながら、又は他自治体の協力も得ながら適切に事業を実施することを期待する。</p>	環境施設課	○			<p>新型コロナウイルス感染症の影響等による予算措置に伴い、一時的に溶融スラグの一部を最終処分とした経緯がありますが、令和4年度につきましては再利用先への搬出量を100%としております。 なお、溶融スラグの利用促進につきましては、引き続き埼玉県へ要望を行うほか、全国都市清掃会議を経由し、他自治体と連名で環境省へ要望を行ってまいります。</p>
意見28	<p>事業系ごみ処理手数料の65%減額について説明可能な根拠を持つべき 事業系ごみ処理手数料を65%減額している業者があるが、「川越市廃棄物処理手数料減免措置基準」では減額は原則50%以内とされている。15%の算出根拠の提示を求めたところ根拠資料が見つからないとのことであった。行政サービスの公平平等の観点から、他よりも更に優遇した減額をするのであれば、その優遇割合の算出根拠は具体的に市民へも説明可能な形で継続して保有する必要があると考える。</p>	環境施設課		○		
意見29	<p>廃棄物再生原料売払に関する、アルミ価格相場の変動に伴う契約単価の見直し要否について 金属類(鉄類・非鉄金属類)に関しては、金属価格の相場変動が激しいことから、3か月毎に売払いにかかる入札・見積執行を実施している。また、「回収有価物(金属類)の売払いに関する仕様書」において付言事項として、「回収有価物の売払い契約締結後に、上下20%を超える相場の変動が生じた場合は、速やかに売払い単価の見直しを行うものとする。」と記載されている。令和3年4月から5月にかけてアルミ相場は急騰し、前月比で+61%の上昇となっている。令和3年7月～9月度の契約においては直近の相場を反映した単価で契約されてはいるが、相場の変動が20%を超えた5月のタイミングで、契約単価の見直し要否を検討すべきであったと考える。</p>	環境施設課	○			<p>週2回、資源新報に記載されている金属の相場を確認し、増減率が基準日より上下20%を超えた場合には速やかに契約変更の手続きを開始することとしました。</p>

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見30	<p>東清掃センター焼却施設精密機能検査業務委託に関して指名競争入札とした理由については詳細に記載すべき 本件契約を指名競争入札にて選考した理由は、業者選考書には「業務可能な業者は上記2者のみ」との記載であったため、その内容を担当課に質問したところ、精密機能検査は施設の整備・補修計画の元となる重要な検査と考えているため、過去に当施設の受注実績があり、施設の構造・機能・特性・状況等を熟知している業者を指名しているとのことであった。具体的な事情については業者選考書に詳細に記載すべきである。</p>	環境施設課			○	指名競争入札の相手方選考理由について、業者選考書には「指名競争入札の運用方針について」に基づく必要事項を記載したものであるため、記載内容は現状のとおりといたします。今後具体的な事情を記載する必要があると判断する場合は、業者選考書に詳細に記載いたします。
意見31	<p>東清掃センター大規模改修工事監理に係る技術支援業務委託に関して1者随意契約の理由については詳細に記載すべき 業務委託の業者選考において、一定の実績のある同業他社がいる状況で専門的技術等を理由として1者随意契約にて選定している。この点についてより詳しい選定理由を担当課に質問したところ、当工事の設計段階から技術支援等を受けてきた旨の説明があった。具体的な事情については業者選考書に詳細に記載すべきである。</p>	環境施設課	○			1者随意契約の業者選考書については、今後具体的な内容を記載いたします。
意見32	<p>低濃度PCB含有廃棄物の期限内処分に向けた対応について 低濃度PCB含有廃棄物は令和9年3月31日が処分期限となっており、今後電子機器を解体した際に低濃度PCBが検出された場合にはその都度処分する方針とし、その処分費用については検出結果を受けその都度予算化を図るとのことである。処分期限が年々迫ってきている状況においては、電子機器の解体時にその都度対応するという方針ではなく、全量調査の実施、委託処分先の選定、予算化、処分スケジュールといったロードマップを環境施設課のみならず全庁的に策定し、行動する必要がある。</p>	産業廃棄物指導課	○			庁内の公共施設を管理している部署にポリ塩化ビフェニル含有機器等の保有状況等調査を実施し、保有している所管課から毎年度保管及び処分状況の届出書を受領するとともに、処分予定時期及び予算化の状況について確認し、処分期限に間に合うよう対応を依頼しております。

令和4年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和6年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中	措置を講じない	
意見33	<p>耐震基準を満たさない建物については、災害に結びつかないよう十分な管理が必要である</p> <p>環境衛生センターの施設の耐震性能については、耐震基準を満たさない建物が認められており、かつその建物を一部使用しているような状況が観られた。設備更新計画が策定されており、現存する施設を耐震化工事する必要性も低いため、現状では、慎重に建物の構造的な状況を把握し、できるだけ使用しないような環境を作り、災害に結びつかないよう十分な管理をしていただきたい。</p>	環境施設課	○			<p>耐震基準を満たさない建物の一部を物置として使用している個所につきましては、出入口等に注意喚起の掲示をし、また、避難経路には物を置かないことや転倒して避難の妨げになるような物は置かないことなど整理整頓を徹底し、引き続き災害に結びつかないような管理をしてまいります。</p>
意見34	<p>環境衛生センターの設備更新事業については、適時予算化を行って計画どおり行っていただきたい</p> <p>環境衛生センターの現在の施設は耐震性能に問題のある施設であるため、その設備更新事業については、適時、予算化を行い、事業を計画どおり実施する必要がある。また、予算化に当たっては、従来事例も参考にしつつ、最近の資材・エネルギー価格の高騰等も考慮に入れ、慎重な予算の積算を行うべきである。</p>	環境施設課	○			<p>設備更新事業の実施に向け、令和4年度から環境衛生センター整備に係るアドバイザー業務委託契約を締結し、施設の更新を基本とした整備計画案の策定を進めております。</p> <p>また、予算化に当たっては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成の「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」に基づき適正に進めるほか、アドバイザー業務委託受注者の知見等を基に、社会情勢等を考慮した予算の積算を行います。</p>